

国立大学法人滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーション施設使用規則

平成18年 7月10日制定

平成23年 9月26日改正

平成29年11月27日改正

平成30年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、バイオメディカル・イノベーション施設の研究室及びオフィス（以下「施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用資格)

第2条 施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員と共同研究等を行う民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）。
- (2) 本学のシーズを基に設立したベンチャー企業の起業者
- (3) その他学長が適当と認めた者

(使用責任者)

第3条 施設の使用を希望する者は、あらかじめ使用責任者を定めておかなければならない。

(使用の許可)

第4条 使用責任者は、施設使用許可申請書（別紙様式1）を学長に提出し、使用の許可を得なければならない。

- 2 学長は、前項の規定による願い出について適当と認めた場合は、施設使用許可書（別紙様式2）を交付するものとする。

(使用許可内容の変更)

第5条 使用者は、第4条の規定により使用の許可を受けた内容を変更する必要がある場合は、施設使用変更申請書（別紙様式3）を学長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 学長は、前項の規定による願い出について適当と認めた場合は、施設使用変更許可書（別紙様式4）を交付するものとする。

(使用期間)

第6条 施設を使用することができる期間は、3年以内とする。

- 2 入居期間の延長を希望する場合は、使用責任者は、使用許可期間満了日の3ヶ月前までに、施設使用延長申請書（別紙様式5）を学長に提出し、使用延長の許可を得なければならない。この場合において、延長を許可する期間は、入居開始から3年を限度とする。
- 3 学長は、前項の規定による願い出について適当と認めた場合は、施設使用延長許可書（別紙様式6）を交付するものとする。

(使用者の責務)

第7条 施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、交付された使用許可証に記された使用許可条件を遵守しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第8条 学長は、次の各号に該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法等により使用許可を受けたことが判明した場合

- (2) 正当な理由がなく使用開始が著しく遅れた場合
- (3) 使用状態が著しく適正を欠くと判断した場合
- (4) その他施設の管理上支障があると認めた場合
(原状回復)

第9条 使用者は、当該施設の使用を終了したとき又は前条の規定により学長が使用の許可を取り消した場合は、施設を原状に回復しなければならない。

(退去手続き)

第10条 使用責任者は、使用許可期間満了日の3ヶ月前までに、退去届(別紙様式2-2)を学長に提出するものとする。

(報告等)

第11条 学長は、使用者に、使用に関する事項について報告を求めることができる。

2 使用者は、施設を使用して行った研究等の成果に基づき、論文を発表した場合又は特許を申請した場合は、速やかにその写しを学長に提出しなければならない。

(事務)

第12条 施設の管理に関する事務は、研究推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年9月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年11月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別 紙

使用許可条件

(賃貸借物件)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学（以下「甲」という。）が使用を許可された者（以下「乙」という。）に対し使用許可する物件（以下「本物件」という。）は、次のとおりとする。

名 称 研究室（1～6）またはオフィス（1～2）
所 在 滋賀県大津市瀬田月輪町
滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーション施設内の
別紙図面中斜線で表示した部分〇〇〇〇平方メートル

(使用目的)

第2条 乙は、本物件を甲との研究交流遂行のためのみに使用する。

(使用許可期間)

第3条 本物件の使用許可期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 乙が本契約期間満了後も引続き本物件の賃借を希望するときは、使用許可期間満了日の3ヶ月前までに甲に通知し、あらためて使用許可の申請をすることとする。

(賃料)

第4条 本物件の賃料は、別紙料金表に基づき月額〇〇〇〇円（消費税込み）とする。

2 乙は、前項の賃料を、甲が指定する日までに、甲の指定する方法によって使用許可月数分を一括して支払わなければならない。

3 前項により、甲に納入された賃料については、理由の如何にかかわらず、返金をしない。ただし、次の場合は、除くものとする。

- (1) 甲の都合により、退去を余儀なくされる場合
- (2) 災害により、施設利用が不可能となった場合

(賃料以外の諸費用)

第5条 乙が本物件を使用することによって生じる次の費用は、乙の負担とする。

- (1) 冷暖房費、ガス及び水道料金（月額 3,600円 消費税別）
- (2) 電気使用料
- (3) 電話回線使用料
- (4) 乙が必要とする機器、備品及び本物件の仕様変更等に要する費用

2 乙は、前項第1号から第4号に定める費用を、甲が指定する日までに、甲の指定する方法によって納入しなければならない。

(善良な管理者の注意義務)

第6条 乙は、本物件に対し、善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

2 乙の従業員又は乙の関係者が、故意又は過失によって本物件がある建物又は本物件を破損し、若しくはその他の損害を与えたときは、すみやかに甲に対し連絡するとともに、乙の負

担において原状に復さなければならない。

- 3 乙は、災害及び火災の予防に努めるとともに、業務遂行中に事故が発生したとき、あるいは発生の恐れがあるときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(禁止事項)

第7条 乙は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、若しくは担保の用に供すること
- (2) 本物件の一部又は全部を第三者に転貸すること
- (3) 本物件の一部又は全部の原状を許可なく変更すること
- (4) 本物件を居住、宿泊又はこれに類似の用に供すること
- (5) 本物件において営利の目的で製造や販売等の行為を行うこと
- (6) 建物の維持保全を害する重量物や危険物等を許可なく搬入すること
- (7) 共用部分を専有使用し、若しくは共用部分に物品を放置すること
- (8) 他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為を行うこと

(事前承諾事項)

第8条 乙は、次の行為を行おうとするときは、あらかじめ書面によって甲の承諾を得なければならない。

- (1) 本物件の原状変更を伴う内部工事を行おうとするとき
- (2) 重量物や危険物を搬入しようとするとき

(修繕)

第9条 乙は、本物件及び甲の所有する諸造作、設備の破損又は故障によって、修繕又は修理の必要がある箇所を発見したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

2 乙の連絡によって必要と認められた建物の躯体及び附属設備の修繕又は修理は、甲の負担で行う。ただし、破損又は故障が乙の故意又は過失によるときは、乙の負担とする。

3 躯体構造部分でない壁、天井及び床等に関する修繕は、乙の負担とする。

4 乙の負担によって行う修繕又は修理の場合であっても、乙はあらかじめ甲の承諾を得なければならない。その方法については、甲の指示に従わなければならない。

(期間内解約)

第10条 乙が本使用許可期間内に退去しようとするときは、明渡し希望日の3ヶ月前までに書面で甲に通知しなければならない。

(契約解除)

第11条 甲は、次に該当すると認めるときは、乙に対し催告を行うことなく本使用許可を解除することができる。

- (1) 乙が、本使用許可条件に定める各条項に違反したとき
- (2) 乙の財産が、保全処分又は強制執行を受けたとき、若しくは乙に対する破産、民事再生手続、会社整理、会社更生の申立があったとき又は乙が解散したとき
- (3) 本物件を使用した乙の研究が、本学の理念に反したものであると甲が判断したとき

(損害賠償)

第12条 乙が、故意又は過失によって甲の施設や機器等を損傷又は紛失し、若しくは他の使用者の使用を妨げるなどして甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し損害賠償責任を負う。

(免責)

第13条 天災地変、その他不可抗力によって生じた損害については、甲乙双方は相手方に対して一切の損害賠償の責を負わない。

(原状回復・明渡し)

第14条 乙は、本使用許可期間が終了するときは、許可期間の終了日までに本物件内に設置した諸造作、設備及び物件を乙の費用によって除去し、破損箇所については自ら使用開始時の状態に回復の上、明け渡さなければならない。

2 乙が前項に定める原状回復を行わないときは、甲がこれを代行し、これに要した費用を乙に請求できることとする。

3 使用許可期間の終了と同時に乙が本物件を明け渡さないときは、乙は使用許可期間の終了の翌日から明渡し完了の日まで日割計算によって、賃料の倍額に相当する金額を甲に支払わなければならない。明渡しの遅延によって甲が被った損害について賠償しなければならない。

(使用許可の消滅)

第15条 天災地変、その他の不可抗力によって本物件のある建物又は本物件の全部又は大部分が使用不可能となったときは、本使用許可は消滅する。

(協議事項)

第16条 本使用許可条件に定めのない事項及び疑義については、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し決定する。

別紙料金表

国立大学法人滋賀医科大学

バイオメディカル・イノベーション施設

研究室・オフィス 料金表

	賃貸面積(m ²)	月額使用料(消費税込み)
研究室(1)	20.05	55,000円
研究室(2)	22.70	61,000円
研究室(3)	18.90	52,000円
研究室(4)	20.27	68,000円
研究室(5)	20.15	55,000円
研究室(6)	18.74	52,000円
オフィス(1)	11.62	35,000円
オフィス(2)	13.98	40,000円

※研究室/オフィス使用料、冷暖房料金及びガス・水道料金(一律月額 3,600 円・消費税別)は、契約月数分を年度ごとに一括して前納していただきます。

※電気料金、電話料金(基本料含む)は、使用量に応じて別途お支払いいただきます。